

証券コード 3559

平成29年6月12日

株 主 各 位

東京都千代田区五番町14番地
国際中正会館10F
株式会社ピーバンドットコム
代表取締役 田 坂 正 樹

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて株主総会出席票を同封しております。当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区麴町6丁目6番地
東京消防庁スクワール麴町 3階「錦の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項 第15期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業
報 告 事 項 報告及び計算書類報告の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.p-ban.com/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）におけるわが国経済は、経済対策や金融政策の効果により、企業収益や雇用回復の兆しが見られ、緩やかな回復基調で推移したものの、新興国の景気下振れリスク等により、景気の先行きは不透明なままとなっております。その中で電子工業の状況は、テレビやカメラなどの民生用電子機器は依然として需要が低迷しておりますが、通信機器や計測器など産業用電子機器、また、半導体や液晶などの電子部品の需要に回復の兆しが見られ、電子工業全体としては、微増となっております。以上のことから、当社が所属する電子回路基板産業も横ばいとなりました。

このような状況のもと、当社ではこれまで培ったウェブ・マーケティングのノウハウや実績を元に、「検索エンジン最適化（SEO対策）」の取り組みや、「インターネット広告（リスティング広告）」を中心に、新規会員登録（リード顧客）の獲得活動を積極的に展開致しました。平成28年5月、電気電子エンジニアを対象とした技術・アイデアの自社コンテンツのメディア「@ele（アットマーク・エレ）」を開始し、当社サービスへの誘導を行ってまいりました。また、毎年開催している日本最大級のハードウェアコンテストGUGEN（ぐげん）展示会・授賞式を平成28年12月17日（土）に開催し、来場者数は500人以上を記録し、当社ユーザーの裾野の拡大に寄与いたしました。これらの施策を実施したことにより、当事業年度中に新規会員4,188名の登録（リード顧客）（※1）を獲得し、当事業年度末の会員登録数は44,595名となりました。

また、既存顧客からの収益の最大化を目論み、製品量産向けの「量産コース」の専用ページをオープンし、需要拡大を図るとともに、既存顧客へ訪問を行い対面でのサポートの強化も行っていました。さらに、当社サービスの一部だけを利用するのではなく、プリント基板の設計段階から、基板製造後の部品実装までを一括で利用していただく、ワンストップ・ソリューションの拡販を行い、利用の拡大が進みました。

以上の結果、当事業年度の売上高は新規顧客の増加及び既存顧客の顧客単価の増加により1,830,884千円(前事業年度比6.6%増)となりました。売上総利益は、国内外の仕入先多様化による仕入原価の適正化により改善、さらに販売費及び一般管理費の削減努力や業務内製化により広告宣伝費や交際費、消耗品費、支払報酬などを低減しました。その結果、営業利益は230,040千円(前事業年度比285.8%増)、経常利益は220,613千円(前事業年度比224.7%増)、当期純利益は159,187千円(前事業年度比158.6%増)となりました。

なお、当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(※1) 新規会員登録(リード顧客)：当社サービスの無料の会員登録をいただくことで、顧客のニーズを把握して、きめ細かいサービスの提供が可能となります。会員には無料メールマガジンの購読などのメリットがあります。

② 設備投資の状況

重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資として新株発行150,000株により227,700千円の資金を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 12 期<br>(平成26年3月期) | 第 13 期<br>(平成27年3月期) | 第 14 期<br>(平成28年3月期) | 第 15 期<br>(当事業年度)<br>(平成29年3月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 1,515,553            | 1,684,295            | 1,717,051            | 1,830,884                       |
| 経 常 利 益(千円)    | 84,560               | 70,584               | 67,948               | 220,613                         |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 51,029               | 48,804               | 61,563               | 159,187                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 25.01                | 23.92                | 30.18                | 77.66                           |
| 総 資 産(千円)      | 466,673              | 502,268              | 472,485              | 913,509                         |
| 純 資 産(千円)      | 121,919              | 126,757              | 188,320              | 575,608                         |
| 1株当たり純資産 (円)   | 59.76                | 62.14                | 92.31                | 262.65                          |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算定しております。

2. 当社は、平成28年8月15日付で普通株式1株につき5株の株式分割を、平成28年11月10日付で1株につき600株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、インターネットを利用した通信販売でシェアを拡大してまいりましたが、今後、一層の成長をはかりつつ、収益を確保するために、以下に記載する課題に取り組んでまいります。

### ①新規顧客の獲得

売上の継続的な成長には新規顧客の獲得が不可欠であります。市場規模を勘案すると、未だ当社サービスをご利用いただいていない潜在顧客は多く、新規顧客の獲得余地は大きいと考えております。とくに大手・中堅企業顧客の比率が増加しており、この潜在的な需要を開拓していくことが必要です。

当社サービスはEコマースを利用した通信販売ですが、顧客満足度と当社への信頼を高めることにより、社内や技術者仲間など知人の紹介による新規顧客を獲得していく方針です。精密部品であるプリント基板を非対面

で安心して購入いただくため、品質管理の強化と納期遵守の徹底により、顧客の信頼を高めてまいる所存です。

さらに業界の展示会に積極的に出展を行い、対面での営業にも注力するとともに、SEO対策や、インターネット広告（リスティング広告）も引き続き強化してまいります。

## ②既存顧客への当社サービスの拡販

売上拡大と安定的な収益確保には、既存顧客への当社サービスの拡販が重要であります。設計・製造・実装等、当社の幅広いサービスの利便性を実感していただくことで、継続的なご利用の拡大を目指します。既に、実装サービス、量産サービス等の拡充を顧客に呼びかけ、プリント基板のワンストップ・ソリューションを活発にご利用いただいておりますが、今後は、個別の顧客の注文の特徴に合わせた技術提案等を行って、さらにご利用を拡大いただけるよう努めてまいります。

## ③人材の確保と育成

当社は創業時より、見積作成対応から、受注・仕入先への発注、出荷までの工程のシステム化を進めて業務効率化を図り、少人数体制の事業運営を心掛けてまいりました。

引続きこの体制を継続しつつ、今後の事業の成長を図るためには、システム化の推進と並行して、優秀な人材を確保して育成することが不可欠と認識しております。これまでは、即戦力となる人材を中心に採用活動を行っていましたが、当社の求める資質を兼ね備え、企業風土にあった人材の採用も進めてまいります。

## (5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

| 事業区分           | 事業内容                                                                                       |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| プリント基板のEコマース事業 | プリント基板の設計・製造・部品実装等のサービスをEコマースで提供します。プリント基板とは、自動車、テレビ、スマートフォン、医療機器など、あらゆる電子機器に必ず使われる主要部品です。 |

(6) **主要な営業所及び工場**（平成29年3月31日現在）

|   |   |                          |
|---|---|--------------------------|
| 本 | 社 | 東京都千代田区五番町14番地 国際中正会館10F |
| 分 | 室 | 東京都千代田区五番町4番地 日立五番町ビル2F  |

(7) **従業員の状況**（平成29年3月31日現在）

| 従業員（人） | 前期末比増減（人） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 17（8）  | 2人増（1人増）  | 38.53   | 3.9       |

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、最近1年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（平成29年3月31日現在）

金融機関からの借入金はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、平成29年3月9日に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。これに伴う増資により、資本金は147,850,000円となりました。

## 2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,160,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,190,000株
- (3) 株主数 2,022名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                 | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------------|----------|---------|
| 株 式 会 社 イ ン フ ロ ー     | 777,000株 | 35.48%  |
| 田 中 一 宏               | 374,200  | 17.09   |
| 田 坂 正 樹               | 130,000  | 5.94    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券     | 56,900   | 2.60    |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社   | 55,200   | 2.52    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社       | 50,200   | 2.29    |
| 松 井 証 券 株 式 会 社       | 35,900   | 1.64    |
| マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社 | 18,810   | 0.86    |
| 西 河 洋 一               | 17,000   | 0.78    |
| カブドットコム証券株式会社         | 13,600   | 0.62    |

（注）1. 自己株式は所有していません。

- 2. 当社は、平成28年8月15日付で普通株式1株につき5株の株式分割を、平成28年11月10日付で1株につき600株の株式分割を行ったことに伴う定款の変更を行い、発行可能株式の総数は8,159,040株増加しております。
- 3. 当社は、平成28年8月15日付で普通株式1株につき5株の株式分割を、平成28年11月10日付で1株につき600株の株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は2,039,320株増加しております。
- 4. 平成29年3月8日を払込期日とする公募増資により、発行済株式の総数は150,000株増加しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

平成28年11月10日開催の株主総会決議により、平成28年11月10日付で1単元を100株とする単元株制度を導入いたしました。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
交付された新株予約権の状況

|                            |                     | 第 1 回 新株予約権                                | 第 2 回 新株予約権                                  |
|----------------------------|---------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                  |                     | 平成28年9月5日                                  | 平成28年9月5日                                    |
| 新 株 予 約 権 の 数              |                     | 41個                                        | 400個                                         |
| 新株予約権の目的となる<br>株式の種類と数     |                     | 普通株式 24,600株<br>(新株予約権1個につき600株)           | 普通株式 240,000株<br>(新株予約権1個につき600株)            |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり<br>100,000円<br>(1株当たり 167円)     | 新株予約権1個当たり<br>100,000円<br>(1株当たり 167円)       |
| 権 利 行 使 期 間                |                     | 平成30年9月8日から<br>平成38年6月28日まで                | 平成28年9月8日から<br>平成38年9月7日まで                   |
| 行 使 の 条 件                  |                     | (注) 1                                      | (注) 2                                        |
| 役 員 の<br>保有状況              | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 41個<br>目的となる株式数 24,600株<br>保有者数 2名 | 新株予約権の数 400個<br>目的となる株式数 240,000株<br>保有者数 1名 |

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。

- ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
- ② 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
- ④ 新株予約権の譲渡又は買入等の担保設定はこれを禁止する。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

2. 新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。

- 新株予約権の割り当てを受けた者は、本新株予約権の割当日から満期日までの期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、満期までに本新株予約権を行使しなければならない。
- (a) 行使価額の50%を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
  - (b) 行使価額の50%を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
  - (c) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が行使価額の50%を下回ったとき。
  - (d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額の50%を下回る価格となったとき。



3. 平成28年10月14日開催の取締役会決議により、平成28年11月10日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |           | 第 1 回 新 株 予 約 権                             |
|------------------------|-----------|---------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |           | 平成28年9月5日                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数          |           | 59個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |           | 普通株式 35,400株<br>(新株予約権1個につき 600株)           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |           | 新株予約権1個当たり 100,000円<br>(1株当たり 167円)         |
| 権 利 行 使 期 間            |           | 平成30年9月8日から<br>平成38年6月28日まで                 |
| 行 使 の 条 件              |           | (注)                                         |
| 従業員等への<br>交付状況         | 当 社 従 業 員 | 新株予約権の数 59個<br>目的となる株式数 35,400株<br>交付者数 18名 |

(注) 1.新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。

- ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することができる。
  - ② 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
  - ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
  - ④ 新株予約権の譲渡又は質入等の担保設定はこれを禁止する。
  - ⑤ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
2. 平成28年10月14日開催の取締役会決議により、平成28年11月10日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

| 会社における地位   | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況  |
|------------|-----------|---------------|
| 代 表 取 締 役  | 田 坂 正 樹   |               |
| 取 締 役（ＣＯＯ） | 後 藤 康 進   | マーケティング・営業部長  |
| 取 締 役（ＣＦＯ） | 上 田 直 也   | 管理部長          |
| 常 勤 監 査 役  | 山 崎 禮 次 郎 |               |
| 監 査 役      | 樺 木 一 男   | 株式会社アズーム社外取締役 |
| 監 査 役      | 鶴 英 将     |               |

- (注) 1. 常勤監査役山崎禮次郎氏、監査役樺木一男氏、及び監査役鶴英将氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役山崎禮次郎氏、監査役樺木一男氏、及び監査役鶴英将氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役山崎禮次郎氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、その後上場企業グループの取締役経理部責任者として、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
  - ・監査役樺木一男氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、経営職を歴任するなど、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
  - ・監査役鶴英将氏は、事業会社に在籍し、上場企業の取締役管理部長として、経理・財務に携わってきた経験があります。
3. 当社は、社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額    |
|--------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 3名<br>(0) | 46百万円<br>(0) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 8<br>(8)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 6<br>(3)  | 54<br>(8)    |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月17日開催の第13回定時株主総会において、年額100百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成27年9月29日開催の臨時株主総会において、年額15百万円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・ 監査役樺木一男氏は、株式会社アズームの社外取締役であります。株式会社アズームと当社との間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名               | 出席状況及び発言状況                                                                                                                       |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 常勤<br>監査役 山 崎 禮次郎 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会及び日常における重要書類の閲覧等において、監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 樺 木 一 男       | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、豊富な実務経験に基づき、適宜発言を行っております。                                     |
| 監査役 鶴 英 将         | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、適宜発言を行っております。                                     |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 10百万円     |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 11百万円     |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項以外の業務として、株式の新規公開に際し、主幹事証券会社宛での調査報告書（コンフォートレター）作成を委託し、業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

**(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分の概要**

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

イ 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ 処分の内容

- ・3ヶ月の業務一部停止（契約の新規の締結に関する業務の停止）  
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

**6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況**

**(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要**

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

**① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- a.当社は、監査役会設置会社とし、取締役相互の監督・監視機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の職務執行が法令・定款及び諸規程等に適合することを確保します。
- b.「コンプライアンス規程」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役がその精神を使用人に反復伝達します。
- c.当社は、稟議制度、契約書類の法務審査制度、社内教育研修及び法律顧問による助言等の諸制度を通じて、コンプライアンスの維持向上を図ります。
- d.内部監査において、法令、定款及び社内規定の遵守状況を監査し、問題点の指摘及び改善策の提案を行うとともに、代表取締役及び監査役に報告します。
- e.法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、社内通報窓口を設け、「内部通報制度規程」に基づき適切な運用を行います。
- f.当社は、反社会的勢力及び団体に対しては一切の関係を遮断し、経営活動の妨害等を受けた際には、警察等関連機関と緊密に連携をとり、毅然とした態度で臨みます。

**② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- a.取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程、内部情報管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

b.取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a.当社は、リスク管理担当者を管理部長とし、各種社内規程の定期的な見直しを実施するとともに、リスク管理の適正な体制を整備します。また、取締役会や経営会議において情報共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努めます。
- b.不足の事態が発生した場合には、代表取締役を統括責任者として、全社的な対策を検討する体制を確保します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図ります。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

諸規程等に基づき、適正な業務運営のための体制を整備するとともに、内部監査を実施し、法令並びに規程の遵守状況を確認、改善策については助言を行います。

代表取締役は、当社役職員の職務執行に係る事項について定期的に報告を受けます。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置するものとします。

⑦ 監査役を補助すべき使用人の独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。

⑧ 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制

- a.当社は、取締役会のほか、その他重要会議等への監査役の出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を担当部門より監査役へ定期的に報

告します。

- b.内部通報制度規程に基づき、内部通報窓口として監査役へのホットラインを設置します。
- c.監査役は必要に応じて内部監査人に内部監査等の状況等の説明を求めることができるものとします。

⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報制度規程を策定し、通報者が当該報告を理由に不利な取り扱いを受けることを禁止し、報復行為や差別行為から通報者を保護するものとします。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a.代表取締役は、監査役会と定期的に情報交換を行うものとし、経営の状況に関する情報の共有化を図るものとします。
- b.監査役より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行います。
- c.内部監査や会計監査人とも三様監査等を通じて情報の共有化を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保

経営及び業務執行の意思決定機関として、取締役会を月1回以上定期的に開催し、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。

② 監査役の監査が実効的に行われていることの確保

- a.監査役は、取締役会を含めた重要な会議に出席するほか、監査役会において定めた監査計画に基づき、稟議書等の重要な書類の閲覧、取締役や幹部社員との面談、会計監査人、内部監査部門と定期的に意見交換会を実施することにより、取締役の職務執行状況、内部統制の整備並びに運

用状況を確認し、監査の実効性の向上を図っております。

- b. 監査役会では、取締役会の議案の審議をはじめ、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について意見交換を行い、その結果については取締役会などで適宜意見表明されております。

③ 当社における業務の適正性の確保

- a. 内部監査部門である経営企画室が、内部監査計画に基づき、全部門を対象にコンプライアンス遵守の状況、リスク管理体制の有効性を重点項目として内部監査を実施しております。また、監査役との定期的な意見交換を実施し、相互連携の強化に努めております。
- b. 業務執行における意思決定の記録となる稟議制度においては、電子稟議決裁システムを採用し、適宜、事前の承認申請または報告を行っております。また、管理部門及び監査役が内容を常時閲覧、チェックできる体制を整えております。
- c. 法令上疑義のある行為等に関する相談・報告体制として、内部通報窓口を設置しております。通報窓口は、管理部長、監査役のほか、経営から独立した社外の通報窓口（顧問弁護士）が加わり、不正行為等の早期発見と是正を図っております。

④ 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制整備

- a. 当社は、業務上取扱う顧客等の情報を各種漏洩リスクから守るため、「内部情報管理規程」を定め、代表取締役を情報管理統括責任者として、当社の情報資産の保護に万全を尽くすとともに、情報システムの有効性、効率性、機密性等の確保を図っております。
- b. 個人情報保護については「個人情報保護規程」を制定し、組織における役割、責任及び権限を定め、セキュリティ強化のための体制を構築しております。また、当社の個人情報保護に関する取り組みについては、代表取締役が「個人情報保護方針」を宣言し、当社ホームページ上で公表しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。



# 貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
|--------------------|----------------|----------------------|----------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                | <b>(負 債 の 部)</b>     |                |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>851,963</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>330,764</b> |
| 現金及び預金             | 593,006        | 買 掛 金                | 198,521        |
| 売 掛 金              | 234,998        | 未 払 金                | 34,916         |
| 商 品                | 15,428         | 未 払 費 用              | 16,003         |
| 前 払 費 用            | 2,834          | 未 払 法 人 税 等          | 56,209         |
| 繰 延 税 金 資 産        | 9,724          | 未 払 消 費 税 等          | 19,008         |
| そ の 他              | 1,399          | 賞 与 引 当 金            | 1,268          |
| 貸 倒 引 当 金          | △5,429         | 預 り 金                | 1,528          |
|                    |                | そ の 他                | 3,307          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>61,546</b>  | <b>固 定 負 債</b>       | <b>7,137</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>3,697</b>   | 退 職 給 付 引 当 金        | 7,137          |
| 建 物 附 属 設 備        | 2,210          |                      |                |
| 工 具、器 具 及 び 備 品    | 1,487          | <b>負 債 合 計</b>       | <b>337,901</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>27,742</b>  | <b>(純資産の部)</b>       |                |
| ソ フ ト ウ ェ ア        | 27,573         | <b>株 主 資 本</b>       | <b>575,208</b> |
| そ の 他              | 168            | <b>資 本 金</b>         | <b>147,850</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>30,106</b>  | <b>資 本 剰 余 金</b>     | <b>113,850</b> |
| 保 険 積 立 金          | 26,894         | 資 本 準 備 金            | 113,850        |
| 破 産 更 生 債 権 等      | 30             | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>313,508</b> |
| 繰 延 税 金 資 産        | 1,003          | 利 益 準 備 金            | 8,500          |
| そ の 他              | 2,208          | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 305,008        |
| 貸 倒 引 当 金          | △30            | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 305,008        |
|                    |                | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>400</b>     |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>913,509</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>575,608</b> |
|                    |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>913,509</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    |           |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 1,830,884 |
| 売 上 原 価                 |        | 1,230,994 |
| 売 上 総 利 益               |        | 599,889   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 369,849   |
| 営 業 利 益                 |        | 230,040   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 協 賛 金 収 入               | 3,180  |           |
| 受 取 手 数 料               | 426    |           |
| 受 取 利 息                 | 2      |           |
| そ の 他                   | 259    | 3,868     |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 株 式 公 開 費 用             | 11,160 |           |
| 株 式 交 付 費               | 1,892  |           |
| 支 払 利 息                 | 81     |           |
| 為 替 差 損                 | 143    |           |
| そ の 他                   | 17     | 13,295    |
| 経 常 利 益                 |        | 220,613   |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 保 険 解 約 益               | 8,883  | 8,883     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 229,497   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 72,739 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △2,429 | 70,310    |
| 当 期 純 利 益               |        | 159,187   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |              |           |                               |              |             | 新 株<br>予約権 | 純資産<br>合 計 |
|------------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|-------------------------------|--------------|-------------|------------|------------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |                               |              | 株主資本<br>合 計 |            |            |
|                              |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |             |            |            |
| 当 期 首 残 高                    | 34,000  | －         | －            | 8,500     | 145,820                       | 154,320      | 188,320     | －          | 188,320    |
| 当 期 変 動 額                    |         |           |              |           |                               |              |             |            |            |
| 新 株 の 発 行                    | 113,850 | 113,850   | 113,850      |           |                               |              | 227,700     |            | 227,700    |
| 当 期 純 利 益                    |         |           |              |           | 159,187                       | 159,187      | 159,187     |            | 159,187    |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純 額） |         |           |              |           |                               |              |             | 400        | 400        |
| 当期変動額合計                      | 113,850 | 113,850   | 113,850      | －         | 159,187                       | 159,187      | 386,887     | 400        | 387,287    |
| 当 期 末 残 高                    | 147,850 | 113,850   | 113,850      | 8,500     | 305,008                       | 313,508      | 575,208     | 400        | 575,608    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっています。

#### (2) 固定資産の減価償却方法

##### ①有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 4年～10年

##### ②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

##### ②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

##### ③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

#### (5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取り扱いの適用)

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響はありません。

## 3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 13,640千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加        | 減少 | 当事業年度末    |
|-------|--------|-----------|----|-----------|
| 普通株式  | 680    | 2,189,320 | －  | 2,190,000 |

(注) 当事業年度増加株式数は、平成28年8月15日付で普通株式1株につき5株の株式分割を、平成28年11月10日付で1株につき600株の株式分割を行ったことにより2,039,320株、公募増資により150,000株を発行したことによるものであります。

(2) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 240,000株

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |          |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産    |          |
| 退職給付引当金   | 2,185千円  |
| 賞与引当金     | 391 〃    |
| 未払事業税     | 3,061 〃  |
| 貸倒引当金     | 1,672 〃  |
| 資産除去債務    | 1,267 〃  |
| 未払賞与      | 4,211 〃  |
| その他       | 387 〃    |
| 繰延税金資産合計  | 13,178千円 |
| 繰延税金負債    |          |
| 保険積立金     | △2,449千円 |
| 繰延税金負債合計  | △2,449 〃 |
| 繰延税金資産の純額 | 10,728千円 |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しています。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余資につきましては安全性かつ流動性の高い金融商品に限定して保有しております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。営業債務である買掛金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a.信用リスクの管理（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、営業債権については与信管理規程に基づき取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を毎月の債権会議において随時連絡しております。これにより、各取引先の財務状況等の早期把握を図っております。

##### b.資金調達に係る流動性リスクの管理（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

当社は、資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|           | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------|------------------|---------|---------|
| ① 現金及び預金  | 593,006          | 593,006 | —       |
| ② 売掛金     | 234,998          |         |         |
| 貸倒引当金(*1) | (△5,429)         |         |         |
|           | 229,568          | 229,568 | —       |
| 資産計       | 822,575          | 822,575 | —       |
| ③ 買掛金     | 198,521          | 198,521 | —       |
| ④ 未払法人税等  | 56,209           | 56,209  | —       |
| 負債計       | 254,730          | 254,730 | —       |

(\*1)売掛金に対応する貸倒引当金を控除しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

①現金及び預金、並びに②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

③買掛金及び④未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

**8. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たりの純資産額 262円65銭

(2) 1株当たりの当期純利益 77円66銭

(注) 当社は、平成28年8月15日付で普通株式1株につき5株の株式分割を、平成28年11月10日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

**9. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社ピーバンドットコム

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任  
社員  
業務執行社員  
指定有限責任  
社員  
業務執行社員

公認会計士 佐藤 明 典 印

公認会計士 白 取 一 仁 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピーバンドットコムの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。



監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

株式会社ピーバンドットコム 監査役会

|                  |         |
|------------------|---------|
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 山崎禮次郎 ⑩ |
| 監査役<br>(社外監査役)   | 櫟木一男 ⑩  |
| 監査役<br>(社外監査役)   | 鶴英将 ⑩   |

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麹町6丁目6番地

東京消防庁スクワール麹町 3階「錦の間」



## 【交通のご案内】

J R四ツ谷駅「麹町口」より徒歩約1分

東京メトロ（丸ノ内線）四ツ谷駅より徒歩約1分

東京メトロ（南北線）四ツ谷駅より徒歩約1分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。